

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和5年1月27日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和5年1月27日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネスエ関店

関市小瀬字首次2836番1 外14筆

関市十三塚北19 外2筆

2 意見の概要

関市長の意見

- ・騒音の発生による周辺地域の生活環境悪化の防止のための配慮
- ・廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- ・廃棄物に係る事項について